

開催日:平成20年12月18日

すべての子どもに公平な医療を保障するための意見書

本年9月、厚生労働省は初めて、保護者が国民健康保険の保険料を滞納し保険証を返還し、資格証明書世帯となっている中学生以下の子どもの全国調査を行った。その結果、全国で1万8,240世帯、3万2,903人、実に子どもの被保険者のほぼ100人に1人に上ることが明らかになった。

国民健康保険料を1年以上滞納した世帯には資格証明書が発行されるが、医療機関の窓口では全額自己負担となるため、病院に行けなくなるとの懸念が指摘されてきた。

さらに、受診できず、病状が悪化する子どももいることが明らかになっている。

このような事態のもと、厚生労働省は都道府県に、医療が必要な子どもがいる世帯には「短期保険証」を発行するように通知した。しかしながら、国民健康保険を運営するのは市町村であり、国保会計の厳しい状況もあり、自治体ごとの対応は極めて均衡を欠いたものとなっている。

児童福祉法第2条には「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定されている。法の本質からしても自治体ごとで最低限の子どもの医療保障が均衡を欠く事態は認められない。したがって、少なくとも子どもの医療については、全国一律に救済することが必要である。

また、「完全な無保険の子ども」、すなわち、すべての健康保険に加入できていない世帯の子どもも、少なからずいることが教育現場などから指摘されている。

したがって、政府は、その実態把握も含め、すべての子どもに公平な医療を保障するための方策を講ずることを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高 槻 市 議 会